

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年2月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

滝川美幸君	清水正二君
山本今朝雄君	三浦進吾君
保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	有泉善人君	福祉健康部長	小林修君
環境課長	小田切聡君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
健康増進課長	清水春雄君	環境保全係長	鷹野久君
生活環境係長	三井浩君	障がい福祉係長	田中貴則君
児童係長	羽中田和幸君	保育係長	長田裕二君
長寿あんしん係長	土屋達巳君	介護保険係長	保坂江里君
介護予防推進係長	小池清美君	健康企画係長	小林和彦君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 宗和 書記 山岡 広司

書記 石原 大助

内容

- 1 やすらぎ聖苑使用料の収納について
- 2 双葉リサイクルステーションの利用時間変更について
- 3 甲斐市第4期障がい福祉計画（素案）について
- 4 甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- 5 甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について
- 6 甲斐市第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）の介護保険料等について
- 7 甲斐市介護保険条例の一部改正の概要について
- 8 地方分権に伴う地域包括支援センターに関する基準を定める条例等の概要について
- 9 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 10 その他

開会 午前 9時30分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

なお、内藤委員につきましては遅刻ということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、各担当により、次第にあります事項について説明・報告を受けたいと思います。

それでは、これより内容に入ります。

（1）やすらぎ聖苑使用料の収納について、担当より説明をお願いします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） おはようございます。

それでは、環境課のほうから、2件でございますが、協議内容の報告でございます。

まず最初に、資料のほうは1ページになります。

やすらぎ聖苑使用料の収納についてということでご説明をさせていただきます。

まず1番としまして、経過でございます。

開設以来、火葬場使用料金の収納事務については、やすらぎ聖苑で行ってきました。

平成27年4月1日からは使用料金の引き上げを行うことから、利用者への利便性の向上を図るため、やすらぎ聖苑以外の市民窓口課、支所市民課でも使用料金の収納等を行うこととすることを考えております。

それから、2番目でございます。

現在の火葬手続の流れでございます。

まず、1番の死亡届の受付、それから2番の火葬許可の交付については市民窓口課、それから支所市民課で行っております。また、時間外の場合については、宿日直が対応となっております。

それから3番、やすらぎ聖苑の利用許可、それから4番、やすらぎ聖苑の使用料の納入、それから5番の火葬証明の交付につきましては、やすらぎ聖苑で行っております。これにつ

いては、土日祝日等でも受け付けを行っているところであります。

3番としまして、平成27年4月1日からの火葬手続の流れということで、ご説明をさせていただきます。

まず、1番の死亡届の受付、それから2番の火葬許可証の交付、それから3番のやすらぎ聖苑の利用許可、それから4番のやすらぎ聖苑使用料の納入については、平日におきましては全て市民窓口課、それから支所市民課で行うこととします。

それから、5番目の火葬証明書の交付については火葬が済みませんと出ませんので、これについては、従前どおりやすらぎ聖苑のほうで行うこととします。

それから、土日祝日ということで、土日祝日においては日直もしくは宿直ということで、宿直につきましては、5月1日から警備委託ということで、死亡届のほうは受領できないようになっております。翌日に日直者により手続のほうはすることとなっております。また、年末年始等で長期間の休み等があった場合、やすらぎ聖苑の利用料金等の料金のほうも、長期間にわたって保管しなければならないというリスクがありますので、土日祝日については、すみませんがやすらぎ聖苑の利用許可、並びにやすらぎ聖苑の使用料の納入については、そのままやすらぎ聖苑のほうで行うということとしております。ただし、これはあくまでもワンストップを考えておりますので、やすらぎ聖苑に納入する場合については、火葬当日でも納入は可能とするところがございます。

ということで、4番の今後の予定でございますが、1番として、財務規則等の改正がございます。

まず、甲斐市の財務規則の中で、施設の使用料金等の収納を命ぜられた職員に、市民窓口課長、それから支所市民課長及び職員を追加します。含めて行政組織規則、それから支所及び出張所設置条例施行規則の中で、火葬場の料金の収納、それから利用許可に関することを市民窓口課支所市民課に追加するところであります。

2番としまして、市民・葬祭業者への周知ということで、広報、それからホームページ。業者につきましては通知等を考えております。

3番としまして、27年4月1日からこの状況で行いたいと思っているところがございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今後の予定の中に、ちょっとすらすらと聞き忘れちゃったんだけど、財務規則等の改正の中に、職員の例えば配置とか今後の委託とかいう部分の説明はどうなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 職員の配置の関係はまだ決まっておりません。ですから、今としては料金のほうを市民窓口課へ死亡届を来たときにも使用料の納付ができるという、利用の利便性のほうを今、最重点に考えているところです。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、将来的にはそこも当然考えているということによろしいですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 市の当局としまして、27年度以降にこの組織機構の見直しを抜本的に考えていくというような話を伺っていますので、27年度、新年度以降にその辺の話はなされると思っております。

以上です。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑ございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） これは参考でちょっとお聞きしたいですけれども、今の2番の市民の葬祭事業者。今までね、葬祭事業者というのは、甲斐市にどのくらいの関係の業者があったのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども、今後ふえると思うんですけれども、どのくらいあったか、もし承知していれば教えていただけますか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大口さんは4社ほどございますが、それ以外に小さい冠婚葬祭業者がございますので、なかなかその把握はしておりません。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ほかになければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（1）やすらぎ聖苑使用料の収納についてを終了します。

次に、（2）双葉リサイクルステーションの利用時間変更について、担当より説明をお願いします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） それでは、資料のほう2ページになりますが、双葉リサイクルステーションの利用時間の変更についてということで、ご説明をさせていただきます。

まず、1番としまして、双葉リサイクルステーションの経過でございます。

平成22年12月に双葉リサイクルステーションが、地域の資源ごみ回収拠点として設置・利用されてきました。

利用時間が24時間であったため、夜間や早朝に持ち込まれる資源ごみの騒音発生等の苦情が多くなりました。

最近では、特に夜間・早朝における資源ごみの盗難等が報告されるようになりました。

それから、2番としまして、利用時間の変更の理由でございます。

利用時間を24時間から、午前7時から午後7時までの12時間の時間制限を導入することにより、早朝・夜間の騒音の抑制、加えて、資源ごみの盗難防止の面からも効果が期待できると思っております。

市内3カ所のリサイクルステーションの利用時間は、これにより統一することとなり、終日運用のいつでも出せるという意識から、分別ルールを守って正しく出そうとする意識の啓発を図るものであります。

3番としまして、利用時間でございますが、24時間から、午前7時から午後7時までの12時間に変更をいたします。

4番、施行期日ということで、平成27年4月1日からを予定しております。

その他につきましては、この変更により先ほど申したように市内の3カ所のリサイクルステーションの利用時間が統一されましたということで、竜王地区のリサイクルステーション

は平成26年1月から新規設置をして、12時間体制で行っております。それから、去年の10月、敷島地区のリサイクルセンターは新たに移設をし、駐車場を広くした中で、24時間体制を改めて12時間体制としているところでございます。

また、その影響等もどんな状況かということも調査しまして、ほとんど影響もないということの中で、双葉地区のほうも、3地区とも同様の12時間体制として行うものであります。以上です。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今、リサイクルステーションというのはシルバーさんをお願いしてやっているところなのですが、この双葉が時間が縮小されるということによって、例えば人員が少なくなるとかいう変更、人件費が圧縮されるとかいうことはないでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応12時間体制をとりますと、どうしても先ほどの盗難という面がありまして、鍵をかけねばならないということが出てきます。それで、逆に、若干その分が1時間程度多くなる予定であります。ですから、人件費については若干増が考えられるところでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 双葉の盗難ということでしたけれども、実際にはどのくらいの回数とか量は。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 特に内容としましては鉄系、特にアルミ系でございます。特にアルミ系ですから、一晩にそっくりというのはなかなかございませんから、一部分的に持っていくというだけで、夜に比べて朝に見ると少なくなっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 小型家電を竜王でやっていただいています、あれは同じように敷島、それから双葉でも。敷島でやっているのかな、双葉でもそれをやっていく方向でしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 全て3地区は、今後については行っていく予定であります。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（2）双葉リサイクルステーションの利用時間変更についてを終了します。

次に、環境課のその他に入ります。環境課より報告がありましたらお願いします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 3月補正におきまして、火葬場の補正減がありますので、またよろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については定例会の案件となりますので、特に聞きたいことがあったらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ終了します。

次に、環境課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上で環境課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時47分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（3）甲斐市第4期障がい福祉計画（素案）について、担当より説明をお願いします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） おはようございます。

それでは、福祉課より、甲斐市第4期障がい福祉計画（素案）に対する意見・提言書について、よろしく願いいたします。

先月1月9日の厚生環境常任委員会で本計画の素案を議員さん方にご案内申し上げまして、その後、ご意見・ご提言等をお伺いいたしまして、本日、そのご報告、またパブリックコメントも先月実施いたしまして、そのご報告も兼ねてお願いいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、議員さんからご意見・ご提言が、3ページ、4ページにございますように、7項目にわたってご提言をいただきました。まず、順を追ってご説明申し上げます。

ナンバー1の関係でございます。

これは平成29年度までの目標設定にかかわる部分でございます。

ご意見としまして、3-1、福祉施設から一般就労への移行数で、平成24年度の市内の就労移行数ゼロ人はあり得ない。市内の施設には他市町村の利用者もおり、その区別はどうなっているのか。あわせて甲斐市在住の者が他市町の施設で就労を実現した場合は、統計上どうなるのか。就労についても、就労日数、時間の下限、障がい者枠採用等が不明というご提言をいただきました。

それに対する考え方でございますが、この福祉施設から一般就労への移行数は、甲斐市の就労移行支援事業等のサービスを受けている方が、各施設、市内外の各施設において就労移行支援事業等を通じて企業へ一般就労した人数でございます。平成24年度の実績は、このサービスを受けて就労された方はゼロ人でございます。なお、平成23年度の実績は7人、25年度の実績は8人となっております、年度によってばらつきがございます。

第4期障がい福祉計画では、24年度の数値を基準とする数値目標になっているのが国の基準でございますが、障がいをお持ちの方が一般就労に移行できるよう、就労移行支援事業等のサービスを今後も利用者の皆さんの状況により提供していきたいと考えております。

また、一般就労の就労日数、時間の下限の定義はございません。なお、障がい者枠で採用された方は、この人数に含まれるものでございます。

続きまして、ナンバー2のほうに移らせていただきます。

これも1番と同じように、平成29年度までの目標についてにかかわるご意見でございます。

3-2、就労移行支援事業の利用者数で、平成29年度末までに利用者数を1.6倍は、現場の状況を見ていないのではないかと。国目標をスライドさせただけで、就労移行の中にはA型またはB型だけでなく、本人の能力・努力が不十分で引き続き就労移行が必要な者もかなりいるが、そういうケースを2年限りで排除するのか。実際の就労移行者の少なさとの矛盾をどのように考えているのかというご意見でございました。

それに対する考え方でございますが、就労移行支援事業は原則2年となっておりますが、自立支援の認定審査会においては、引き続き就労移行支援の利用が必要と認定された障がい者の方のある場合は、1年間延長が可能となっております。これは一応原則1回となっておりますが、延長も可能となっております。

今後も就労移行支援事業の利用を働きかけ、目標達成に向けて推進していきたいと考えております。

ナンバー3に移らせていただきます。

これは日中活動サービスの確保のための方策に関する部分でございます。

2点ございまして、黒丸の6点目と9点目の記述にかかわる部分でございます。

まず、黒丸の6点目として、「県と連携し、理学療法士・作業療法士、ジョブコーチ等の人材の育成に努めます。」とあるが、市として具体的に何をするのかというご意見でございまして、考え方としましては、本市の地域自立支援協議会等を通じて、セミナーや研修への参加を事業者に呼びかけるなど、人材育成に努めていきたいと考えておるところでございます。

2つ目の黒丸の9点目の部分でございますが、「就労移行支援の利用者の働く場を創出するため、民間企業に対して、障がい者の法定雇用率の遵守や障がい者雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などについて積極的に働きかけます。」とあるが、市として具体的に何をするのかというご意見でございまして、考え方としましては、障害者雇用促進法による法定雇用率や障がい者を雇用した場合の助成制度など、障がい者雇用に関する情報を市ホームページ等で周知していきたいと考えておるところでございます。

ナンバー4でございます。

この部分でございますが、障がい者優先調達推進法の実施に伴い、調達目標を明記すべきである。また、障がい福祉事業所が、市主催のイベントへ参加する場合は、出店料などの減免措置を考慮すべきではないかというご意見をいただきました。

それに対する考え方でございますが、障がい者優先調達推進法の施行に伴い、障がい者就労施設等から積極的に物品等を購入し、障がい者の経済面の自立を支援する旨を本計画の23ページに明記します。ご指摘のとおり、この文は明記をしたいと考えております。これも23ページは、さきのナンバー3と同じように、日中活動のサービスを確保するための方策のページの部分が23ページでございます。また、今年度作成しました「甲斐市障がい福祉事業所マップ」においても情報を掲載してありまして、今後も積極的な施設等からの購入を図っていきます。調達目標や実績につきましては、市ホームページで公表していきたいと考えております。

なお、イベント参加の減免措置につきましては、担当課と協議していきたいと考えております。

4ページをお開きください。

ナンバー5でございます。

ご意見の部分は、計画策定に当たっては、再三指摘しているとおおり、障がい当事者の参加は不可欠であり、視覚、聴覚障がい者は市内の障がい者のごく一部。身体（若年）、知的（保護者含む）、精神障がい者も必ず参加させるべきであるというご意見をいただきました。

それに対する市の考え方でございますが、今後、当事者のニーズをよりの確に把握できるよう、当事者の参加について研究していきたいと考えております。この研究は具体的には他市町の状況等も十分情報収集したり、また当事者の皆様のご意見を伺って、次回の5期計画に向けては研究してまいりたいという考えでございます。

ナンバー6でございます。

最近、大きな社会問題となっているひきこもりは、障がいの枠ではくくれないが、知的・精神障がいに起因することが少なくない。他の計画に明記できないなら、本計画に何らかの形で追加すべきというご意見をいただきました。

これに対する市の考え方でございますが、障がいに起因するひきこもりについては、本計画の30、31ページにあります、これは「相談支援事業」に関する記述のページでございますが、その部分で対応を考えております。また、関係機関と連携して、適切な支援に取り組

んでいきたいと考えておるところでございます。

最後の7番の項目でございますが、地域自立支援協議会はどのような組織なのかというご質問をいただきました。

障害者総合支援法に基づき設置する、市町村が設置する、これは協議会でございます。障がいを持った方が住みなれた地域で安心して生活できる地域社会を構築するため、障がい福祉に関する方策等を協議する組織でございます。

2つ目の、保健福祉推進協議会やワーキング会議で話し合った内容はというご質問でございます。

これまでに、保健福祉推進協議会は2回、ワーキング会議は3回開催いたしました。今後、各1回ずつ開催する予定となっております。

会議の内容につきましては、主に事務局で提出した目標値や方策についてご説明してまいりました。保健福祉推進協議会では、計画の主な見直し点などについてご意見をいただきました。ワーキング会議では、目標値の算出方法や方策の内容等についてご意見をいただいたところでございます。

以上が議員さんからいただいたご意見・ご提言でございました。

続きまして、2番目の市民の皆様からのパブリックコメントでございますが、これにつきましては特にご意見やご提案はございませんでしたので、あわせてご報告させていただきます。

なお、今後の4期の計画の予定でございますが、明日、最終の計画のワーキング会議を開催させていただきます。そして3月に入りまして、同じく保健福祉推進協議会で最終案を決定させていただきます。印刷に入ります。そして、3月中には議員さん方にも計画書を冊子として配付をしていきたいという計画でございますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 市の考えは一応お聞きしたんですが、2にかかわるところですが、就労移行支援事業、この事業が始まってから、甲斐市で延べ何人くらいの方がこれを利用したか、延長も含めてです。これは今答えられなければ、後で教えていただきたいんですが、そのうちAとかBとか、それぞれ移っていった方向があると思うんですけれども、それについ

ても人数的に、できれば年度ごとに累計数がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） これ時間かかりそうですから、後で今言われたことをちょっと提出してやってください。

○福祉課長（内藤光二君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（３）甲斐市第４期障がい福祉計画（素案）についてを終了します。

次に、福祉課のその他に入ります。福祉課より報告がありましたらお願いします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、福祉課から３月議会において補正をお願いするものがございますので、その概要について、また当初予算の主なものについてもご説明させていただきます。

まず、３月補正予算でございますが、国・県補助金の額の決定などに対応する事務事業、また年間使用見込みによる事務事業について、補正をお願いするものがございます。

歳出の補正としましては、民生費のうち障がい者福祉費で、自立支援給付事業について所要見込み額の増額による補正と、また自立支援医療事業につきましては、同じく使用見込み額からの減額を、あわせてそれぞれ扶助費の補正をお願いしたいと考えております。

次に、生活保護費でございますが、生活保護総務費について、国庫負担金及び補助金の確定に伴いまして、概算で交付を受けていた部分と実績額の差額分を返還する返還金の分を、補正をお願いいたします。また、同じく生活保護費の扶助費についてでございますが、生活保護世帯の伸びによる所要見込み額の増加によりまして、保護費の増額補正をお願いすることを考えております。

これらの福祉関係の歳出の補正額全体としましては、１億7,500万円ほどお願いする予定でございます。

また、あわせて歳入の補正につきましても、歳出の補正に財源にかかわる国庫負担、４分の３分にかかわる部分で、歳入の部分を約１億3,000万円ほど増額の補正をお願いいたしま

す。

以上が3月補正の部分でございます。

続きまして、当初予算で主なものを2点ほどご説明させていただきます。

まず1件目は、臨時福祉給付金事業でございますが、この事業につきましては、平成27年度も引き続き支給することが決定になっておりますので、この事業費を計上させていただきたいと考えております。

2件目は、生活困窮者自立支援事業でございます。1月9日の厚生環境常任委員会におきましても、この新年度事業の概要をご説明させていただきましたが、この事業費の計上を当初予算にお願いするものでございます。

以上が3月議会の補正及び当初予算の概要でございますが、詳細は3月議会においてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、昨年より常任委員会のほうでもご報告させていただきましたが、市の自立支援協議会とともに作成してまいりました障がい関係の3冊の冊子、これがようやく完成しました。今月、議会を通じて文書とともに各議員さんのボックスに配付させていただきましたが、このうち、このグリーンの「障がい福祉事業所マップ」についてですが、印刷が、議員さん方にお配りしたものが、私どもが指定した色とちょっと濃いものが印刷になってしまいまして、今回差しかえをお願いするんですが、こちらの色でないと、このSPコードという、視覚障がい者の方が、かざして音声を読み取るんですが、読み取れないということが判明しまして、すぐ印刷業者さんのほうで中身とあわせて表紙の部分も差しかえということでさせていただきます。本日、お手元に配らせていただきましたが、もしこっちの濃いほうの色をお持ちでしたら、後ほど、恐れ入りますが議会事務局のほうに回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、この記事が2月6日付の山日の地域欄に、この3冊が完成したということが載りました。私どもの手違いで、本来委員会の後に山日さんのほうに掲載していただくお願いだったんですが、ちょっと手違いがございまして先になってしまいました。今後はこういった議会で報告する前に新聞掲載がないよう十分注意してまいりますので、何とぞご容赦、またご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については定例会の案件となりますので、特に聞きたいことがありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、今、このマークですか。これ実際、何の機械でどうやれば、どういうことになるのか教えてもらえますか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 正式にはSPコードと言いまして、これを読み取る機械がございます。視覚障がいの方がお持ちなんですけど、これを機械にかざすと、このページに書かれている部分を実際の音声で読み上げるという、そういう機械がございます。また、機会がありましたら、議員さん方にも見ていただければと思うんですけど、福祉課には1台その機械がございますので、また機会がありましたら、実際にどういったものかごらんいただきたいのですが。この部分を読み取って、中のページをずっと読み上げるという、音声です、そういう機械がございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、そうすると、目の不自由な方は、どこにこれがあるかということは、補助員がいないとかざせないということがありますか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） そのためには、この下のところに切り込みのサイズがありますが、一般的にこの上か下かということで、視覚障がいの方もその位置であるということはお決まっておりますので。

〔「わかるんだ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○委員（五味武彦君） はい、もういいです。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、終了します。

次に、福祉課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

なければ、以上で福祉課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（４）甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）について、担当より説明をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

子育て支援課からは、甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）についてであります。

当該計画案につきましては、甲斐市子ども・子育て会議を中心に策定いたしまして、1月13日から2月6日までパブリックコメントを実施いたしましたところ、提出はございませんでした。また、議会に対しましては、1月9日の常任委員会で案をお示しし、ご意見・ご提言をお願いいたしましたところ、資料の5ページのとおり、お一方からご意見をいただいたところであります。内容的にはご質問でありましたので、ここでお答えいたしまして、市の考え方とさせていただきます。

まず、5ページをお開きいただきまして、項目、保育所について。

ナンバー1、ゼロ歳児の在宅率が高いが、保育園に入園を希望していても入れないからなのか、また育児休業が保障されているから家庭保育がゆったりとできているのかを考えていく必要があるにつきましては、本計画策定に当たり、本市が平成25年10月に市内の子育て保護者約3,600人を対象に実施したニーズ調査の結果、定期的な教育・保育事業を利用していない回答者288人のうち、つまり在宅保育の保護者ということになりますが、288人のうち、「ゼロ歳児から利用したい」という回答はゼロでありました。また、待機児童が発生していないという現在の現状からも、ゼロ歳児は家庭での保育を優先したいという意向が強いものと考えておるところであります。

次に、ナンバー2、甲斐市の場合は、入所可能月齢が6カ月以降という制約があるため、年度の後半に生まれた子供は、新年度に6カ月経過していない場合、翌年度まで育児休業を延ばさなくては保育所に入所できないところに課題があるのではないかとしましては、本市では安全な保育サービスを提供する必要があるということから、入所可能年齢を生後6カ月以降としております。ただし、年度の途中で育児休暇期間が満了となる場合であっても、

中途入所は可能となっております。

次に、ナンバー 3、広域入所について、現在甲斐市から広域で他市町村の保育所を利用している子供たちの状況はどうなっているのか。新たな制度の中では、転職や求職などの都合で広域利用ができなくなってくることもある。そのようなときに甲斐市内の保育所に新たに入所できるのか、保護者にとっては不安材料であると考えerにつきましては、広域利用については、新制度上も市町村間の運用に大きな変更はございません。

事業計画上、計画期間内の 5 年間において、市外保育所の利用希望を含めた保育所の利用希望数、いわゆる需要に対する市内保育所の確保量（供給）は、おおむね充足している状況であります。また、今後甲府市内の幼稚園のほとんどが新制度移行が見込まれます。ということから、十分確保はできるものと考えておるところであります。

次に、幼稚園についてであります。

ナンバー 4、保育所に比べて利用児童が減少している背景（理由）について、市、いわゆる子ども・子育て会議ではどのような分析がなされているのかは、子ども・子育て会議において、幼稚園の利用児童減少について議論はありませんでしたが、ニーズ調査等によると、母親の就労意識が高まり、保育時間が長い保育所を選択する傾向にあると考えております。

次に、放課後児童クラブについてであります。

ナンバー 5、アンケート結果にもあるように、利用を希望する児童の数が増加している。さらに該当する学年を拡大してほしいという声に対して、どのような方針を市が応えていこうとするのか（2、3 年以内に充実を）ということですが、一般質問でもお答えしておりますように、子ども・子育て新制度では、児童福祉法が改正され、対象児童が小学校 6 年生までに拡大されることから、国で認められた 5 カ年の経過措置の中で関係機関等と協議し、児童館に近接する小学校の教室等、既存の公共施設を利用することで、できる限り速やかな新制度への移行を随時図ってまいり所存でございます。

次に、ナンバー 6、放課後児童クラブは、現在全て公立で運営されているが、今後の要望に応えるためには、数の確保とともに質の向上も大きな課題となってくるということですが、これにつきましては、今後、利用状況等に応じまして、必要に応じ民間委託等も検討してまいります。また、指導員を研修会に積極的に参加させ、資格取得した支援員の確保と専門的知識や資質の向上を図ってまいります。

次に、事業計画全体についてであります。

ナンバー 7、事業計画のほとんどが、現在実施されている事業の継続となっている。現在

の実施事業に対する検証はどのように行われているのかがはっきりつかめないということですが、現在実施している子育て支援の検証については、甲斐市次世代育成支援後期行動計画に記載する各事業についての実績報告を、市ホームページにて毎年度公開しておるところであります。

次に、ナンバー８、現在、支援学校はどこも定員いっぱい状況であることは周知のとおりだと思います。保育所に在籍している園児の中にも「援助が必要な子」が多く見られている。その現状については、保育現場の声をもう少し拾っていくことが必要なのではないか。障害認定されていなくても、現場の保育者の困難さに、行政がいろいろな形でサポートしていくことが求められているのではないかについては、「援助が必要となる子」については、公立保育園については、必要に応じ保育士の加配を行う等の対応をしております。また、私立保育所については、甲斐市障害児保育促進推進費補助金交付要綱に基づき、人件費等について対応しております。

援助が必要な個々の子供への対応については、関係課のカンファレンスのほか、園ごとに保育士研修の機会を設けるなど、スキルアップに努めておるところであります。

最後に、ナンバー９、ほとんどが国の示す事業等に沿って進められているが、子育てをしやすい甲斐市にしていくためにどのような施策が求められているのか。住みやすい甲斐市、子育てしやすい甲斐市、安心して生活できる街甲斐市等、どのような方向で住民の声に応えられていくのか、もう少し市のビジョンが示せないだろうか、具体的な施策と裏づけとなる予算について考えられるとよいのではないかとありますが、本市としましては、子育て支援に係る事業について、国の示す事業の多くを取り入れることで、子育てしやすい甲斐市を目指しております。今後、さらに子育てしやすい環境づくりの向上を目指すべく、子ども・子育て会議等において議論し、当初予算でお示しし、施策の具現化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

なお、この甲斐市子ども・子育て支援事業計画につきましては、２月10日開催いたしました市子ども・子育て会議におきまして、計画案が適正であるとの答申をいただきましたことから、今後、調製製本をいたし、所管の委員の皆様にも配付いたすこととなりますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 私、言葉がわからないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、この先ほどの事業の計画全体の中に、8の中に、関係課のカンファレンスという言葉なんですけれども、これは意味はどういうことで、もし教えていただけたら。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 関係部署が集まって、その子の待遇、処遇についてお話をすることです。

○議員（三浦進吾君） はい、ありがとうございました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 2番で、市の考え方で、年度の途中で育児休暇期間が満了となる場合であっても中途入所は可能ですということですので、もしも、やっぱり空きがなければ、だめということかなとか思うんです。そういう場合が、この場合もそうですし、例えば見落としちゃって11月とか12月までに申請しなければいけないのに、できなかったと、知らなかったとかいう人も中にいるわけです。そういう人の対応として、市ではどこまでもやっぱりその子が遅かったから、しょうがありませんね、じゃなくて、そういう姿勢があるかどうか、何とか選択肢は必ず出しているのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃられるとおり、4月からの入所につきまして、申請が間に合わなくて、今現在いらしている方もございます。ただ、それをその状況を見て、定数が高いからといって、今まで配置して入った方を出して、入れるということはできませんので、そうはいいまして、その方に適した保育園あるいは幼稚園等をご紹介して満足していただくような対応をとっております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（４）甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）についてを終了します。

次に、子育て支援課のその他に入ります。

子育て支援課より報告がありましたらお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ありがとうございます。

それでは、子育て支援課からは、3月定例会にお願いします案件についてであります。

まず、3つの条例制定の件であります。

甲斐市保育園条例、甲斐市立敷島子育て広場条例、甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定をお願いいたします。なお、甲斐市保育園条例にかかわります施行規則で定めるところの各利用者の保育料につきましては、利用決定と同時に各保育園及び保護者にそれぞれ予定としてお知らせをいたしますことをご了解いただきたいと思っております。

次に、補正予算のお願いであります。

国が定めます保育単価の増額に伴います市内保育所事業と広域保育所事業の増額補正を予定しております。

あわせてよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については定例会の案件となっておりますので、特に聞きたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

質疑を終了します。

次に、子育て支援課関係で委員より特に聞きたいことがありましたら、お願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 聞き落しなら申しわけないんですが、パブリックコメントはどうなったか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） パブリックコメントを実施いたしましたが、提出はございませんでした。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 質疑を終了します。

以上で子育て支援課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時34分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（5）甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について、担当より説明をお願いします。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） お疲れさまでございます。

健康増進課でございます。よろしくお願いいたします。

では、6ページをお願いしたいと思います。

甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に対する意見提言書についてご説明させていただきます。

まず初めに、総論のほうでございますけれども、3ページにおきまして、鳥インフルエンザについて、現在市内の養鶏業者、個人を含むとあるんですけれども、その中の把握はされているかということでございます。

これは、市の農林振興課のほうで、現在、県との連携する中で、そういう情報交換する中で把握はしておるところでございます。

次に、18ページ、対策本部、そして対策会議というふうな会議を設けるということで記載されているんですけれども、その後、市職員への周知はどのようになっているかということでございます。

これは計画のほうでは記載は特に、その後の周知までは出ていないんですけれども、これは当然計画の中の下のところ、対策マニュアルということで、具体的なそういうものはつくる予定がございます。その中で具体的な実働ができる体制を整えていくということで、マニュアルを作成してまいりたいと考えております。

次に、20ページです。市民の情報収集の利便性の向上について、ホームページだけでいいのかということがございます。

計画のほうにも記載されていますように、個々の情報収集については、当然多様な媒体を用いて情報提供をしまいでるところでございますけれども、そこにも記載されていますように、市民が総覧できる、いわゆる一覧表です。いろいろな情報を一つにまとめて、まとめると便利があるということで記載させてもらっておるわけですけれども、これはやはり市のホームページを利用する、そして対応するというので、記載をさせていただきました。

次に42ページ、43ページですけれども、(2)番として予防接種②の住民接種についてでございます。

接種開始の際に、接種希望者への費用負担割合の記載がないということがございます。

これは費用負担については、緊急事態宣言、いわゆる国のほう、政府対策本部からのほうですけれども、緊急宣言が出された場合と、出されていない場合が2つございます。

まず1つ目として、緊急事態宣言がされた場合は、国・県・市が負担をすることになっておりまして、緊急事態宣言が出されていない場合は、原則として自己負担ということになります。緊急事態宣言がなされている場合の費用負担としては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1という形になります。なお、接種費用につきましては、現在国からまだ示されてはこない状況でございます。

また、行動計画の記載は考えておりませんが、国から示された場合は、必要に応じて情報提供をまいりたいと考えております。

次に、44ページ、6- (1)、事業者への対応についてでございます。

「市内事業者」への要請は、どのようなルートと告知方法とするのかということでございます。

これは「市内事業者」への協力要請につきましては、山梨県ということで危機管理をとっていきますので、県が事業者に対して正式には通知をもってするというのでございます。市におきましても、県からの要請に基づいて、協力体制はとっていくことになっております。

次に、44ページの6- (3) ①、水の安定供給について、必要な措置とはどんなことか

ということでございます。

これは当然各事業所もそうなんですけれども、市においても業務継続計画というものをつくりまして、それを作成する中で定めることにより、安定供給についての措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、44ページ、6－（3）、生活関連物資等の価格の安定等について、既に枯渇したもの、もしくは可能性のあるものについて調査はどのように、さらに役所に事前にストックできるのかというご質問でございました。

県が実施している現場の実施調査から始まりまして、そういうふうな調査を行うわけでございますけれども、それは当然市も協力しまして、買い占めや売り惜しみしないよう協力を呼びかかけてまいるということでございます。

なお、これは生活必需品でございますから、ちょっと今の現在のところはストックは考えておりません。

56ページ、6－（3）③、要援護者への生活支援等についてでございますが、関係団体とは、協力員への接種体制はということでございます。

これにつきましては、関係団体とは、高齢者施設、障害者施設、また地域に密着している民生委員等でございます。

また、協力員への接種体制につきましては、国から現在のところまだ示されていませんので、対応については、示されたところで協力員の接種体制を整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 56ページということの中で、6－3の要援護者への生活支援等についてということで、協力員への接種体制ということで、市の考え方として、国のほうで示されたところという形でまた整備していくということですが、これ国のほうというのは、ど

の程度の国のほうで示す見通しというか、どの程度の見通しがあるんですか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） この計画は、ご承知のとおり法律が設定されまして、そのほうのものに基づいてするわけでございます。その中で、この接種については特定接種と住民接種の2つに分かれているということで、計画にも出させていただいているわけですが、まずその1点が、その区分がどちらに入るかがまだ示されていないということが1つあります。ただ、特定接種の場合は、国が中心となって、国のほうで実施するということが体制になっておりますけれども、住民接種の場合は、地域住民のためですから市町村でやるということでございます。まず、どちらの分類に入るか、そしてそれに入りまして、またその順位等が基本的な方針の中で、国のほうでそういうものも具体的に示されてきます。そういうものにのっかって、国民、またうちのほうでは市民のご理解を得る中で協力をお願いするという形になっておりますから、ちょっとここら辺が出ていませんものでしたから、どのような記載をしたらいいかということが、まだここではできませんでしたものですから、このような形で、国のほうで示されていないということで書かせていただきました。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 計画が出てあれしているんで、国のほうで出てこなければというか、いわゆる見通し、情報的に、見通しの情報的なものをお聞きしようと思ったんですけども、そういうものをしないと、協力員というふうな形の中で一般市民とはまた別なものなんで、あれだと思っんで、もし情報的にどの程度とかとあれば。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） これについては当然県との連携する中でございますが、この質問についても、県とも協議する中で記載をさせていただいているところでございます。まだこの中で県としても、国のほうで出ていないからちょっとわからないということで、うちのほうも全くそこら辺のところは見えないところがございまして、大変このような計画をつくりながら、市民の皆さん、また議員さんたちにそこら辺がちょっと説明ができないところが我々も歯がゆいところがございますけれども、ただ1点言えることは、少なくとも協力をしていただいているわけでございますから、住民接種のほうへなれば、市のほうでこれはするということが義務づけられてきますから、このほうのところは医療機関とのご理解と協力をいただく中で、住民のほうには、何ですか、感染しないようにということで、市は特にそ

ちらのほうに力を入れていかなくちやならないと考えてはおりますけれども。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） インフルエンザ、新型ということでございますね。その中で、行動計画でございますから、これからのことになるわけですけれども、鳥インフルエンザも含めて、やっぱり実際にこういうことがなってからじゃあれなんですけれども、なる前の素案でございますから、事態が起きるといふ想定を考えての国の考えも、また行政もそのことでこういう素案をつくっていると思いますけれども、実際に起きる前にこういう訓練というか、大規模でなくてもいいんですけれども、実際に例えばそういう行動を起こして、訓練をなさるかどうか、そんなお考えもあるか、また逆に言えば、考えがなかったら考えていただいとしたいと思いますけれども、それについてお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 今、議員さんがおっしゃいましたとおり、この中でも訓練という言葉が出ているかと思えます。当然、これは発生してから事を始めるということでは遅いということは確かでございます。そのために、未発生期から準備をしていかなければいけないということで、まずこの計画をつくっています最中のところでございます。これができたところで、これに基づいて当然事前にいろいろなことを行っていくわけでございます。会議等、周知とか情報提供、そしてまた訓練も入るような中で。ただ一つ、まだ計画の最中ですので、他課との関係のそういう打ち合わせもしていないから、一概には決まっているものではございませんけれども、一つとしては防災訓練等がございます。そういう中で、一つ連携をする中で取り入れていくという形もございましょうし、またこれは独自にこういうふうなものの訓練ということ、県と連携する中であることも考えられるかと思えます。そんなようにいろいろな訓練の形はあるかと思えますけれども、ぜひそういうものはやっていかなくちやならないとは、今のところは計画をつくりながら考えてはいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（５）甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）についてを終了します。

次に、健康増進課のその他に入ります。

健康増進課より報告がありましたらお願いします。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） では、引き続きですけれども、健康増進課より3月定例会に
お願いする補正でございます。

全部で2件でございます。

1件は予防接種事業につきましてでございますけれども、予防接種事業でございます、
1つは予防接種事故救済給付事業におきまして、現在1人が本事業の対象者でございますけ
れども、その方の医療費の不足が見込まれるため、増額補正をお願いするということが1点
と、もう1件は母子保健事業につきまして、不妊治療費の助成事業を行っているわけでござ
いますけれども、それが今、決算見込みに伴う増額補正をお願いする、この2件でございま
す。

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については定例会の案件となっておりますので、特
に聞きたいことがあれば、お受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、質疑を終了します。

次に、健康増進課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、以上で健康増進課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（6）甲斐市第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）の介護保
険料等について、担当より説明をお願いします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） おはようございます。

よろしく申し上げます。

それでは、長寿推進課から、第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）の介護保険料等につきましてご説明させていただきます。

まず最初に、申しわけありませんけれども、資料のほうの訂正が3点ございます。

資料の7ページのほうをお開きください。

7ページの下のほうの（2）保険料収納必要額の算定のところですが、計算式が書かれております。標準給付費見込み額と地域支援事業費、こちらのほうプラスとなっておりますので、ここの2つを括弧でくくっていただきまして、第1号被保険者の割合を掛けるということで、括弧で、すみません、くくっていただきたいと思っております。

続きまして、すみません、8ページのほうになります。

8ページの真ん中の表になります。一番左の1万7,429人というのを、1万7,430人をお願いいたします。それで3年間の計というのが一番右に書かれておりますけれども、Dという形で、これが5万3,829人。すみません、訂正をお願いいたします。

最後になりますけれども、9ページをお願いします。

9ページの下の方の表になります。ここの第2段階という段階がありまして、今0.70から0.5と書かれておりますけれども、この0.70を0.75に、すみません、よろしくお願いたします。

それでは、7ページのほうにお戻りください。

（1）ですけれども、（1）につきましては、保険給付費の財源構成となります。

表をごらんください。

介護保険サービスの総事業費の利用者負担、原則は1割ですけれども、27年からは一定所得以上の方は2割となります。これを除きます9割に当たります費用を、国・県・市の公費5割と保険料で賄うこととなります。平成27年度から29年度につきましては、第1号被保険者が40歳から64歳の保険料に占める割合が増加することから、第1号被保険者の保険料割合が今までは21%でしたけれども、こちらのほうが22%になりまして、第2号被保険者のほうは29%から28%に改正となります。

（2）のほうをごらんください。

保険料収納必要額の算定方法等となります。

表をごらんください。

3カ年の給付費130億5,725万4,779円と、市独自の地域支援事業費5億400万円の合計額135億6,125万4,779円に、第1号被保険者の負担割合22%を乗じた額29億8,347万6,051円になりますけれども、これに国の調整交付金が標準でありますと5%です。これの相当額6億7,011万2,739円と、実際には甲斐市の場合には5%を切りますので、実際の交付見込み額3億3,518万7,000円の差額分3億3,492万5,739円、こちらを加えまして、33億1,840万1,790円から基金の取り崩し予定額9,000万円を引いた額、保険料収納必要額ですけれども、32億2,840万1,790円が、3カ年に必要となる第1号被保険者の保険料額となります。

それでは、8ページのほうをお開きください。

(3)につきましては、第1号被保険者保険料の算定方法となります。

一番上の表をごらんください。

3カ年の被保険者の推計であります。一番右のところに書いてありますけれども、延べ5万2,906人の第1号被保険者数を見込んでおります。

続きまして、その下の表をごらんください。

所得等に応じた第1段階から第9段階の推計人数と、基準額に対する割合を右の表に記載しております。この推計人数に保険料の割合をそれぞれ乗じまして、各年度の所得段階別加入割合補正後の被保険者数を計算しまして、3カ年の人数を5万3,829人と算出してあります。

下の表のほうをごらんください。一番下になります。

保険料収納必要額32億2,840万1,790円を予定保険料収納率98%で除しまして、先ほどの5万3,829人で割りますと、約6万1,200円になります。これが基準となります年額でありまして、月額5,100円となります。第5期の月額4,900円と比較しますと、約4.1%の増となっております。

9ページのほうをごらんください。

一番上の表でございますけれども、第1段階から第9段階の対象者の所得等の要件となります。それぞれの保険料率、月額、年額を記載しております。

下の表をごらんください。

低所得者のさらなる軽減策としまして、平成27年4月から第1段階の保険料率を0.50から0.45に改正する政令が3月中には交付される予定であります。また、平成29年4月からは、消費税の引き上げに伴います措置としまして、第1段階の保険料をさらに0.45から

0.30に、第2段階の0.75を0.50に、第3段階の0.75を0.70に改正する予定であります。

7ページから9ページにつきましては、介護保険事業計画（案）の抜粋となっております。

10ページのほうをごらんください。

こちらの表につきましては、保険料の補足の説明資料であります。

（1）につきましては、5期と6期の所得段階別の保険料の比較が載っております。

まず、第5期のほうを見ていただくと、第5期の第1段階と第2段階、こちらは6期に移りますと第1段階に、5期の第3段階の特例の軽減区分につきましては、6期では第2段階に、5期の第3段階は6期では第3段階に、5期の第4段階の特例軽減区分につきましては、6期では第4段階に、5期の第4段階、これは標準額でありますけれども、6期では第5段階の基準額に、第5期の第5段階は、第6期では第6と第7段階に、また第5期の第6段階は、6期では第8段階、第9段階と、9段階に分かれます。

次の表になりますけれども、こちらのほうは第4期から第6期の保険料の推移であります。

（3）のほうですけれども、（3）は県内の13市の保険料の状況であります。最も低い保険料は北杜市の4,000円、高いのは甲府市の5,873円でありまして、本市は低いほうから5番目となります。

続きまして、11ページをごらんください。

先月の9日に厚生環境常任委員会におきまして、次期計画案の説明をさせていただきましたが、計画に対しましてご提言等をいただきましたので、現在の市の考え方等につきましてご説明をさせていただきます。

計画案のほうをご持参の方は、あわせてごらんください。

最初の提言等につきましては、計画案の34ページであります。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとしまして、（3）地域におけるネットワーク構築の推進と、（4）在宅における医療・介護の連携の推進に関しまして、医師会を巻き込んだネットワーク、連携のためのツールづくりに取り組んでもらいたいとのご提言をいただきました。

市では、医療、介護、福祉等の関係者で構成する、現在仮称でありますけれども、「甲斐市在宅医療推進協議会」、こちらを平成27年度中に設立します。組織の設立に当たりましては、中巨摩医師会また北巨摩医師会にご協力をいただきまして、それぞれから委員を選出していただきまして、今後の医療、介護の連携強化をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、計画案は63ページから66ページになります。

定期巡回型・随時対応型訪問介護・看護と複合型サービスに関しての計画がないが、在宅における医療的ニーズは高まっており、今後、在宅ケアを推進する上で必要である。市としても着手すべきですとのご提言をいただいております。

市では、既存の訪問看護サービスや訪問介護サービス、こちらのほうの需要は当然高まってきますけれども、地域密着型の両サービスに対しましての利用者ニーズは低いと考えておりました。第6期計画中は既存の訪問看護サービス等を組み合わせての支援で対応可能と考えております。

ご提言等への回答は以上となります。

なお、1月13日から2月6日までパブリックコメントを実施しましたが、意見等はありませんでしたので、ご報告させていただきます。

次期計画案の介護保険料等につきましての説明は、以上となります。ご審議等よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、教えてもらいたいんですが、7ページのその上の箱の中に、準備基金取り崩し額というのがあるんですが、これはもともと市の財産の中にそういうものが蓄えてあるんですか。この額がまた幾らなのか、ちょっと、もしそうならいけば。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうは、3カ年の計画で被保険者の数とか利用される方、またサービスの利用料等を勘案しまして、この3カ年の計画、前期の計画を立てております。当然、高齢者数、徐々にふえていきますので、その方の保険料額も入ってきたりして、その前期の計画の中で、実際には1億数千万円ほど余る予定で、今のところ見込みを立てておりますけれども、そのうち9千万円ぐらいは取り崩しても問題ないだろうということで、こちらを約9千万円という形で計上させていただいております。

以上です。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようです。なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（６）甲斐市第７次高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業計画（案）の介護保険料等についてを終了します。

次に、（７）甲斐市介護保険条例の一部改正の概要について、担当より説明をお願いします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、３月定例会に提案します条例の制定、また一部改正の概要につきましてご報告させていただきます。

なお、詳細な内容につきましては定例会にてご説明させていただきます。

資料の12ページをお開きください。

甲斐市介護保険条例の一部改正の概要について説明します。

こちらのほうは経緯というのが書いてありますけれども、第６期介護保険事業計画の策定に伴いまして、平成27年度から平成29年度までの３カ年、第１号被保険者の65歳以上の方の保険料率を介護保険条例で定める必要があると、また国のほうで法改正等によりまして、医療介護総合確保推進法等、これは略してありますけれども、によりまして、平成27年４月から新たな地域支援事業に取り組む必要があります。甲斐市におきましては、準備等の状況に応じて実施時期を延期することが可能となっておりますので、市の介護保険条例に定める必要があると、これが経緯となっております。

２の主な内容としましては、保険料率、介護保険法等の改正によりまして、第１号被保険者の保険料につきましては、所得段階等に応じまして現在６段階、甲斐市は先ほどご説明しましたけれども、特例区分というのを設けていますので、実質は８段階となっておりますけれども、９段階に改正を行います。また、関連する条文についてもあわせて改正をいたします。

なお、先ほど説明した中で第１段階の保険料率、これを0.50から0.45に軽減するのは、3月中に政令が出されますので、こちら条例の改正、もちろん４月１日から必要になりますので、専決処分をさせていただくことを、今考えております。

また、この軽減分の財源につきましては、国が２分の１、県と市が４分の１の負担となり

ますことから、6月の補正予算で対応を考えております。

続きまして、(2)になりますけれども、地域支援事業。こちらのほうは4つの新たな事業が示されておりました、こちらは、実施時期は27年4月1日から実施する場合には、条例の中で定める必要はございません。それで、在宅医療・介護連携推進事業はこの4月から始めますので、特に定めておりません。また、認知症対策の推進事業も定めておりません。新たな介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、28年4月1日、これで十分な準備をして、うちは1年間準備をかけて実施したいということから、28年4月1日に実施を開始いたします。その下の生活支援体制整備事業につきましては、29年4月1日を予定しております。これを条例の中で定めることとなります。施行期日につきましては、27年4月1日となります。

説明のほうは、以上となります。

よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、(7)甲斐市介護保険条例の一部改正の概要についてを終了します。

次に、(8)地方分権に伴う地域包括支援センターに関する基準を定める条例等の概要について、担当より説明をお願いします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは続きまして、地方分権に伴います地域包括支援センターに関する基準を定める条例等の概要につきまして、ご説明させていただきます。

まず、経緯でありますけれども、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」ということで、これ「第3次一括法」と呼ばれておりました、平成26年6月17日に公布されております。こちらの施行に伴いまして、これ

まで国のほうで定められていました地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び介護予防支援に関する基準につきまして、国の基準に「従うべき基準」と、また「参酌すべき基準」によりまして、市の条例で定める必要があります。

2番の主な内容としましては、まず、甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例ということで、地域包括支援センターに専門職員、こちらのほうの職員の職種とか人数に関する基準は、「従うべき基準」とされておりまして、現行の基準どおりに定めます。それ以外の基本方針等につきましては、「参酌すべき基準」とされていますけれども、特段変更する点はありませんので、趣旨や運営等に関する基準を現行のとおり定めます。

(2)番目は、甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例ということで、こちらのほうは地域包括支援センターの中でやっている介護予防に関する支援につきましてを定める条例でありまして、内容的には従業者の職種や人員に関する基準等、こちらは「従うべき基準」とされておりまして、国の基準のとおり定めます。

「参酌すべき基準」のうち、記録の整備というところがありまして、こちらはサービス提供記録等の保存年限、やはり今2年となっておりますけれども、5年間です、変更することとしております。それ以外の基本方針等につきましては国の基準どおりとします。

(3)番目ですけれども、甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例という形で、指定介護予防支援事業者、現在はこちらの場合は直営で地域包括支援センターやっておりますので、現在はありませんけれども、もし委託等に出す場合につきましては、事業者は法人であるがということを、これは「従うべき基準」でありますので、現行の基準のとおり法人とするという規定を定めます。

こちらのほうの3つの条例につきましては、27年4月1日施行となります。

説明のほうは以上となります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） (2)の一番下の「参酌すべき基準」で、2年から5年に保存期間を延長するということは、何か2年ではだめだったことが事例としてあったんでしょうか。それとも、こういうものが今後起き得るから5年にするのか、この辺ちょっとお伺いしたいん

ですが。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） やはりこちらのほうは国のほうの基準ですと2年となっておりますけれども、やはりいろんな重要な記録とかがありますので、やはりいろいろ、裁判ということはありませんけれども、そういった過去の記録とかを5年とっておいたほうが安全ということで、5年に延長しております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 何か2年越したから、それを処分することによって何か不手際があったとかいうことではないんでしょうかね。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 2年という形でもいいと思いますけれども、特にやはり何か後で生じたときに、その書類を5年間保管しておいたほうが賢明であるという形から、5年としております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 1番の包括支援センターの人員、運営、結局「従うべき基準」というのが現行のとおりということですがけれども、現行のとおりであっても、例えば専門とかそういうものは、ふやしていけるということでもいいんですよ。どうなんですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、この点につきましては、第1号被保険者、65歳以上の方ですけれども、これの方が3,000人から6,000人未満に保健師1、社会福祉士1、主任ケアマネ1という形で、計算しますと3人以上それぞれ必要になります。現在、うちの場合もそれに従いまして、27年度の人員確保は目指しております。また、平成29年度ぐらいには、やはりそれぞれ4人必要になるような計算になってきますので、それに向けて、やはり

人員を確保していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（８）地方分権に伴う地域包括支援センターに関する基準を定める条例等の概要についてを終了します。

次に、（９）甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、担当より説明をお願いします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらは、甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の概要ということで、こちらのほうのまじず経緯でありますけれども、「介護保険法施行規則等の一部改正をする省令」というのが、平成27年厚生労働省から公布されました。したがって、現在市で定めている条例を改正する必要が生じてきました。

1つ目が、甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。また、②の甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部、この改正を行う必要があります。こちらのほうでは、まず1番目は、要介護1から要介護5の方が対象になりまして、②番のほうは介護予防ですから、要支援1と要支援2の方が対象となります。

2の主な内容でありますけれども、（1）の①と②の共通の改正の概要ということで、現在、「複合型サービス」というのがありますけれども、こちらのほうの名称が、「看護小規模多機能型居宅介護」という形に名称変更となります。小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス、こちらのほうの登録定員が現在25人以下となっておりますけれども、29人以下に変更になります。また、認知症対応型共同生活介護、これグループホームでありますけれども、このユニット数、現在1というの、1ユニットが9人となっておりますけれども、1または2から3に変更も可能と。ただし、理由は用地確保等の事情、またサービスが必要という形になったときに、そういった3にも可能という形になります。

(2) ですけども、②の改正の概要ですけども、介護予防支援事業所は、こちらのほうはそんなにあれですんで、省略させていただきます。

施行期日は、平成27年4月1日となります。また、こちらのほうの内容につきましても、定例会の際に詳しくご説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 条例等の一部改正でございますけれども、この対象者は何社ぐらいあるのか、ちょっとその辺を内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、地域密着型サービスにつきましては、8種類のサービスがございまして、まず定期巡回・随時対応型訪問介護、看護というのがございまして、こちらのほうは現在甲斐市のほうではやっております。小規模多機能型居宅介護、こちらのほうは今市内に2カ所ございます。認知症対応型共同生活介護、グループホームですけども、こちらのほうは6カ所ございます。認知症対応型通所介護、こちらは1カ所。夜間対応型訪問介護、こちらはございません。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらのほうは現在1カ所ありまして、現在1カ所整備中でございます。あと、地域密着型特定施設入所者生活介護、こちらはございません。あと、複合型サービス、こちらもございません。

ですから、8つのうち4つのサービスを甲斐市におきまして実施しておりますので、現在はその4つのサービスが対象となります。また、ふえてくれば、当然そちらも対象となります。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（９）甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを終了します。

次に、長寿推進課のその他に入ります。長寿推進課より報告がありましたらお願いします。
三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、２点ございます。

まず、３月の定例会に補正予算を提案させていただきます。

概要につきましては、介護サービス給付費等の執行に当たりまして予算に不足が生じていることから、関係する経費の増額、また平成25年度からの繰越金等を積み立てする経費の増額等をお願いするものであります。詳細につきましては、定例会にてご説明させていただきます。

続きまして、現在建設中の地域密着型介護老人福祉施設の整備の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。

こちらは29人以下の特別養護老人ホーム、フルリール甲斐という名称で建設をしております。1月に現場のほうに行きました。工程は順調であるとの説明を受けております。今月の2月16日から2月27日まで入所の申し込みを受け付けまして、3月6日に入所の検討委員会を開催しまして、入所者を決定いたします。3月29日に落成式、4月1日に開所という予定で進めております。なお、次回の厚生環境常任委員会におきまして、現地視察のほうをお願いしたいと考えております。

以上となります。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については定例会の案件となります。

それ以外で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。
ないでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 質疑を終了します。

次に、長寿推進課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。
ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、以上で長寿推進課関係のその他を終了します。

次に、次第4、その他に入ります。

委員よりその他、何かありましたらお願いします。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 次に、事務局よりありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようでございますので、以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分